

車両制限令違反者に対する 大口・多頻度割引停止措置等について

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

目次

- I. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の目的・・・2
- II. 違反点数・・・3
- III. 違反点数の累積期間と集計単位・・・4
- IV. 累積点数に応じた割引停止措置等・・・5

- 別紙① 違反点数及び用語の定義・・・7
- 別紙② 点数基準表・・・8
- 別紙③ 違反点数解説・・・10
- 別紙④ 割引停止措置等と累積違反点数と利用約款に基づく警告に至るまでのイメージ・・・16

- V. よくいただくご質問・・・17
- VI. お問い合わせ窓口・・・18

I. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の目的

(1)重量超過車両等の取締りについて

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、「高速道路6会社」という。)では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を損傷又は著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する指導取締りとあわせ、以下のとおり、大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を実施しています。



道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路を通行する車両は、車両制限令により重量・寸法等の制限値が定められています。(道路法第47条第1項)

この車両制限令に違反する車両のうち、特に重量超過車両は、国民の財産である道路を著しく劣化させる要因となるだけでなく、速度低下、操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であり、厳しく取締る必要があります。

高速道路6会社では、車両制限令違反車両を専門的に取締る部隊を組織し、日々、違反車両に対する指導取締りを行うとともに、悪質な違反者につきましては、別途、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路6会社連名による文書警告や車両制限令違反者講習会に悪質違反者(社)の責任者を招請して対面指導を行うなど、違反撲滅に向けた取り組みを行っているところです。

(2)重量超過等違反車両による影響

車両の重量が道路構造物に及ぼす影響は、重量の12乗(道路橋の床版の場合)といわれています。仮に、大型車両1台が、制限値である軸重10トンよりも2トン超過した場合は、床版に対しては約9台分[(12/10)の12乗]の疲労が蓄積されることになり、少しの重量オーバーでも大きな影響を与えます。



出典:国土交通省

(3)車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置の概要

重量等を超過する違反車両の通行が後を絶たず、道路を損傷又は著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、車両制限令違反者に対して、その違反の程度に応じて点数を付与し、累積違反点数が一定の点数に達した場合等には、ETCコーポレートカード利用約款(以下、「利用約款」という。)第23条他に基づき契約者(契約者が事業協同組合である場合、該当の違反を行った組合員が使用するカード)に対して、大口・多頻度割引停止等の措置を講じています。

II. 違反点数

(1)違反点数とは

高速道路6会社は、管理する道路において現地取締り又は自動軸重計を用いた計測により車両制限令違反を確認し、書面による警告、措置命令又は軸重超過走行の通知を行った場合は、利用約款に基づき、車両を運行した事業者に対し、「違反点数」を付与します。警告や措置命令等の用語の定義は別紙①をご参照ください。

違反点数区分について

違反種別	点数
警告相当	3点
措置命令A相当	5点
措置命令B又はC相当	15点
措置命令相当かつ 基準値の2倍以上の 重量超過	30点
軸重超過走行 (自動軸重計による計測)	(1走行につき)3点

(2)違反点数加算について

- 違反点数については別紙①を、詳細な点数基準については別紙②をご参照ください。
- 自動軸重計による計測の場合は、違反点数を記した「軸重超過走行及び点数通知書」が郵送されます。
- 寸法、重量など、複数の車両諸元で違反があった場合は、それぞれの実測値に応じた点数が合算されます。詳しくは別紙③をご参照ください。
- 違反点数は、大口・多頻度割引制度を契約していない事業者に対しても付与します。

III. 違反点数の累積期間と集計単位

(1)違反点数の累積期間について

違反点数の累積期間は、前年度の4月1日を起算日とする2年度間です。また、点数付与日の考え方は以下の通りです。

現地取締り：違反走行の取締り日

自動軸重計：高速道路会社から送付した「軸重超過走行及び点数通知書」の内容が確定した日

例)2024年2月14日に軸重超過走行があり、「軸重超過走行及び点数通知書」によって通知された内容の確定が2024年4月20日の場合…違反確定日となった「2024年4月20日」が点数付与日となり、2026年3月31日まで累積することになります。

(2)累積違反点数について

違反点数の累積については、「事業者単位」で累積されます。

IV. 累積違反点数に応じた割引停止措置等

(1)割引停止措置等について

- 利用約款別表4において、60点、90点、120点など、累積違反点数に応じた割引停止措置等を定めており、それぞれの措置の基準となる累積違反点数に達するごとに、措置を適用します。なお当該措置は、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)の営業規則に基づき、各社が管理する道路においても適用されます。
- 車両制限令に違反し、高速道路会社が告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。
- 違反点数は事業者単位で2年度間累積するため、累積期間途中で割引停止措置等の対象となり、措置が適用された場合でも点数のクリアとはなりません。累積違反点数に応じた割引停止措置等の考え方については、別紙④をご覧ください。
- 一度の集計により、それぞれの基準に達した場合は(例:一度の集計で累積120点となった場合、60、90、120点に到達)、累積点数に応じた、一部割引停止措置(1か月+2か月)及び一部利用停止措置(1か月)を全て適用します。
- 累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止(3か月)、210点 ⇒ 一部利用停止(4か月)などのように累積違反点数150点を超える場合も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。
- 利用約款第3条第3項第四号により大口・多頻度割引制度に加入していない事業者が、累積違反点数60点以上に到達した場合は、その時点から1年間、大口・多頻度割引制度への加入申込の受け付けを拒否します。

(2)累積違反点数の累積と措置内容

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	一部割引停止 (1か月)
90点	一部割引停止 (2か月)
120点	一部利用停止 (1か月)
150点	一部利用停止 (2か月)

(3)割引停止措置、利用停止措置等の内容

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。

- 「契約者のカードの一部」とは、契約者が法人の場合は「違反したカード利用者の所属する事業所・支店」を、契約者が事業協同組合の場合は、「違反したカード利用者が所属する組合員のカードの全部」を指します。

(例)組合員 B が累積違反点数 60 点となり、所属する α 事業協同組合が一部割引停止措置となる場合



組合員 B が保持している5枚のカードが割引停止になります。

(組合員 A・C は割引停止の対象外です)

- 「契約者のカードの全部」とは、契約者が法人の場合は法人のカード全部を、契約者が事業協同組合の場合は、事業協同組合のカード全部を指します。
- 車両制限令違反の累積点数によって、全部割引停止、全部利用停止、資格取り消しを適用する場合は、カードの割引停止の期間中又は利用停止の期間中に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1 ヶ月間に 10 点」以上の場合を対象とします。

(1) 違反点数について

諸元	違反点数			
	3点	5点	15点	30点
総重量	警告相当		措置命令A相当	措置命令相当かつ 基準値の2倍以上の 超過違反
軸重	警告相当	軸重超過走行 (自動軸重計に よる計測)	措置命令 B又はC相当	
高さ	警告相当			措置命令A相当
幅				
長さ				

(2) 用語の定義

用語	内容
警告	車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する行政指導
措置命令A	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
措置命令B	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値(通行許可を受けている場合はその許可値)以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
措置命令C	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分
軸重超過走行	高速道路会社が設置する自動軸重計にて、軸重超過走行の計測を確認した場合(1走行につき3点を付与)

【措置命令】

道路法(以下、「法」という。)第47条の14に基づく行政処分。

法第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度(車両制限令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。)を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して行う。

点数基準表

別紙②

1. 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元			点数			
	最速軸距(m)	車長(m)	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

2. セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

※特例車種とは、車両制限令第3条第2項に定めるセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車が該当します。

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	10	11	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
	11	12	2軸牽引車	29超～31.9	31.9超～37	37超～58未満	58～
			3軸牽引車	29超～31.9	31.9超～42	42超～58未満	58～
	12	13	2軸牽引車	30超～33	33超～37	37超～60未満	60～
			3軸牽引車	30超～33	33超～42	42超～60未満	60～
	13	14	2軸牽引車	32超～35.2	35.2超～37	37超～64未満	64～
			3軸牽引車	32超～35.2	35.2超～42	42超～64未満	64～
	14	15	2軸牽引車	33超～36.3	36.3超～37	37超～66未満	66～
			3軸牽引車	33超～36.3	36.3超～42	42超～66未満	66～
	15	15.5	2軸牽引車	35超～37	-	37超～70未満	70～
			3軸牽引車	35超～38.5	38.5超～42	42超～70未満	70～
	15.5	～	2軸牽引車	36超～37	-	37超～72未満	72～
			3軸牽引車	36超～39.6	39.6超～42	42超～72未満	72～

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
一般有料道路等 (指定道路内)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	10	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
一般有料道路等 (指定道路外)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	24超～26.4	26.4超～37	37超～48未満	48～
			3軸牽引車	24超～26.4	26.4超～42	42超～48未満	48～
	9	10	2軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～37	37超～51未満	51～
			3軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～42	42超～51未満	51～
	10	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		車種	点数			
	はみ出し			3点	5点	15点	30点
高速自動車国道	あり		セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
			フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし		セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
			フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

≪違反点数解説≫

別紙③

例①

前提条件

- 大型トラック(3軸車)
- 車両の実測総重量は 25,500kg(25.5t)
- 車長(積載物含む)は 11.64m(最遠軸距は 7.1m)
- 車幅は 2.55m
- 積載物のはみ出し無し
- 特殊車両通行許可証又は回答書は未取得

各違反点数の考え方は以下のとおりとなります。(参考:点数基準表(例①))

① 『総重量超過』に関する違反点数

車両の実測総重量は 25,500kg(25.5t)、最遠軸距が 7.1m、車長が 11.64mなので、点数基準表では赤枠で示した『警告相当:3点』となります。

② 『幅違反』に関する違反点数

車両の実測の幅は 2.55mなので、点数基準表では青枠で示した『警告相当:3点』となります。

この場合、上記①、②の合計で違反点数は 6 点となります。

<p><例：大型トラック></p> <p>車長：11.64m（最長軸距：7.1m）</p> <p>積載物のみ出し：無し</p> <p>特殊車両通行許可証又は回答書：未取得</p>	警 告 書	第 000000000 号 △△00年 00月 00日	
(住 所) ○○県◆◆市△△町 10-10-10			
(氏 名) ×× ×× 殿			
(所属会社)			
(所在地) ○○県◆◆市△△町 1-1-1			
(法人名) □□輸送株式会社			
(代表者) □□ □□			
道路管理者 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (道路監理員 ○○ ○○)			
貴殿が通行させている車両（番号： ○○100あ0000 ○○100い0000） 積載物： 建設機械) は、下記のと おり道路法の規定に違反しているので、今後は再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。			
記			
1. 違反日時 令和00年00月00日 00時 00分			
2. 違反場所 ○○自動車道 ○○IC			
3. 車両諸元違反 <input checked="" type="checkbox"/> 道路法第47条第2項 <input type="checkbox"/> 道路法第47条の10第3項			
車両制限令に			
実測値	許可証又は回答書の値	よる制限値	超過値
一 総重量 25,500 k.g. k.g.	25,000 k.g. 500 k.g.
二 軸 重 k.g. k.g. k.g. k.g.
三 幅 2.55 m m	2.50 m 0.05 m
四 長 さ m m m m
五 高 さ m m m m
4. 許可又は回答違反 総重量・軸重・幅・長さ・高さ			
5. その他、許可証及び回答書無し			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
(交付者： ○○ ○○)			

備考 本警告書をシステムから発出した場合、外字はやむを得ず常用漢字に置き換えて表記しています。

参考：点数基準表(例①)

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)	車長(m)		3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車①	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

②

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

例②

前提条件

- 重量物運搬用セミトレーラ(トラクタ3軸・トレーラ3軸)
- 車両の実測総重量は 53,500kg(53.5t)
- 車両の実測軸重は 12,200kg(12.2t)
- 車長(積載物含む)は、17.5m(最遠軸距は 10.4m)
- トレーラの車幅(積載物含む)は 3.25m
- 車高(積載物含む)は 4.2m
- 積載物のはみ出しなし
- 総重量について 42,000kg(42.0t)までの許可証を携行していたものの、許可された通行経路と異なる経路を走行しており、取締りにて違反が判明した場合

各違反点数の考え方は以下のとおりとなります。(参考:点数基準表(例②))

① 『総重量超過』に関する違反点数

車両の実測総重量は 53,500kg(53.5t)、最遠軸距が 10.4m、車長が 17.5mなので、点数基準表では赤枠で示した『基準値の 2 倍以上の超過違反:30点』となります。

② 『軸重違反』に関する違反点数

車両の実測軸重は 12,200kg(12.2t)なので、点数基準表では黄枠で示した『警告相当:3点』に該当しますが、この例では総重量超過もあり、基準値の 2 倍以上の超過違反で30点に該当していることから、重さ関係(①と②)で違反点数が高い①の30点を加算することとなります。

③ 『幅違反』に関する違反点数

車両の実測幅は 3.25mなので、点数基準表では緑枠で示した『措置命令 A 相当:5点』となります。

④ 『長さ違反』に関する違反点数

車両の実測の長さは 17.5mなので点数基準表では青枠で示した『警告相当:3点』となります。

⑤ 『高さ違反』に関する違反点数

車両の実測の高さは 4.2mなので、点数基準表では紫枠で示した『警告相当:3点』となります。

この場合、上記①及び③～⑤の合計で違反点数は41点となります。

※特殊車両通行許可証の扱いについて

例②の違反のように、許可証記載の通行経路以外を通行している場合や、重量等の車両諸元を超えている場合、その許可証については無効扱いとなります。

※文書番号のないものは無効とする。

措置命令書

第 00000000 号
△△00年 00月 00日

住 所 ○○県◆◆市△△町10-10-10

氏 名 ×× ×× 殿

所属会社
所在地 ○○県◆◆市△△町1-1-1
法人名 □□輸送株式会社
代表者 □□ □□

道路管理者 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
(道路監理員 ○○ ○○)

あなたが通行させている車両(番号 ○○100あ0000 ○○100い0000
積載貨物 建設機械)は、下記のとおり道路法の規定に違反しているので、道路法第47条の14第1項の規定に基づき以下の措置を命令する。

法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、

A から流出すること。

B (例) 減載場所 まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値(許可又は回答を受けている場合にあっては、その値)以下にすること。

C まで移動し、新たに許可又は回答を受けるまでの間、当該車両を停止すること。

D まで移動し、許可又は回答の通行条件を満たしたうえで通行すること。

また、次の事項に留意すること。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に、審査請求することができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなる。)。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を被告として(訴審において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を代表する者は理事長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

記

1 違反日時 △△00年 00月 00日 00時 00分

2 違反場所

3 違反内容 車両諸元違反

	実測値	許可証又は回答書の値	車両制限令による制限値	超過値
総重量	53,500 kg	42,000 kg	25,000 kg	28,500 kg…30点①
(連結車の場合 <input type="checkbox"/> 2軸牽引車、 <input type="checkbox"/> 3軸牽引車)				
軸重	12,200 kg	kg	10,000 kg	2,200 kg…3点②
幅	3.25 m	m	2.5 m	0.75 m…5点③
長さ	17.5 m	m	16.5 m	1.0 m…3点④
高さ	4.2 m	m	4.1 m	0.1 m…3点⑤
<input type="checkbox"/> 条件違反				

4 違反条項 道路法第47条第2項(車両制限令違反)、 道路法第47条の2第1項(条件違反)、
 道路法第47条の10第3項(回答違反)

5 その他 今回、違反として取扱った理由 重大な諸元違反、 有効期限切れ、 通行経路違反、
 積載貨物違反、 連結車違反、 許可証及び回答書無し ※該当する項目に☑を付ける。

(交付者: ○○ ○○)

備考 本措置命令書をシステムから出力した場合、外字はやむを得ず常用漢字に置き換えて表記しています。

※上記例の場合、重さ関係の違反である「①基準値の2倍以上の超過違反(30点)」と「②軸重違反(3点)」の両方に該当していますが、重さ関係(①と②)については、違反点数が高い方のみを加算するため、今回は、①の30点のみを加算し、②の3点については違反点数の集計から除きます。

この他、発出された措置命令書の違反合計点数が分かるよう違反点数通知書を配布します。

参考：点数基準表(例②)

単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)	車長(m)		3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

割引停止措置等と累積違反点数と利用約款に基づく警告に至るまでのイメージ

別紙④

違反点数については、2年度間の累積期間を設け、事業者ごとに違反点数を計算します。累積状況に応じて割引停止措置、利用停止措置等が適用され、違反点数の累積により割引停止措置等の適用が決定した場合、利用約款に基づく契約者に対する警告が行われます。

【イメージ例】 ※違反点数は組合員、会社ごとに累積します。

年	2024年度												2025年度												2026年度								
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
単月令違反点数 (※)	違反30点付与			違反30点付与			違反30点付与			違反30点付与			違反60点付与			違反60点付与			違反60点付与			違反30点付与			違反30点付与			違反30点付与					
累積期間① (2024.4.1 起算)	累積なし			累積30点			累積30点			累積60点			累積60点			累積60点			累積120点			累積120点			累積120点			累積120点					
累積期間② (2025.4.1 起算)													累積60点			累積60点			累積60点			累積90点			累積90点			累積90点					
措置内容 (法人・個人契約)	・累積30点により、講習会呼び出し等の実施						・累積60点により一部割引停止（1か月）の実施 ・利用約款に基づく警告（1回目） ・カードの追加発行不可（1か月）						・累積120点による一部利用停止（1か月） ・累積90点による一部割引停止（2か月）の実施 ・利用約款に基づく警告（2回目） ・カードの追加発行不可（3か月）						・累積90点により一部割引停止（2か月）の実施 ・利用約款に基づく警告（3回目） ・2年度間の累積3回目警告の全部割引停止（組合員全員） ・カードの追加発行不可（2か月）														
措置内容 (組合)	・組合員の累積30点により、講習会呼び出し等の実施						・利用約款に基づく警告（1回目） ・カードの追加発行不可（1か月）						・利用約款に基づく警告（2回目） ・カードの追加発行不可（3か月）						・利用約款に基づく警告（3回目） ・2年度間の累積3回目警告の全部割引停止（組合員全員） ・カードの追加発行不可（2か月）														
措置内容 (組合員)	・累積30点により、講習会呼び出し等の実施						・累積60点により一部割引停止（1か月）の実施						・累積120点による一部利用停止（1か月） ・累積90点による一部割引停止（2か月）の実施						・累積90点により一部割引停止（2か月）の実施														

※当初の累積期間 2024年4月1日から2026年3月31日までの2年度間とし、以降は1年度ずつずらし2年度間を設定します。

(上記期間の場合、次期2年度間は 2025年4月1日から 2027年3月31日)

V. よくいただくご質問

1. 違反点数加算と累積について

問1 事業協同組合の組合員である違反会社が組合を脱退した場合、違反会社の累積点数は組合を脱退した後も継続されますか。違反会社が別の組合に再加入する場合、点数は引き継がれますか。

契約者が事業協同組合の場合、違反点数は事業者単位で2年度間累積しますので、組合加入の有無及び組合の所属状況は累積点数に影響しません。よって、ご質問のような場合(ある違反会社が組合Aを脱退し、組合Bに再加入する場合など)でも、その違反会社に累積した違反点数はそのままとなります。

※組合には、違反点数が累積しません。また組合員の点数合計で措置が実施されることはありません。

問2 ETC コーポレートカード契約者がETCコーポレートカードではなく、現金又は信販会社が発行するETCカードで支払いを行った走行の際の違反でも違反点数の加算対象となりますか。

ETC コーポレートカード利用約款第23条第1項第四号で「カード利用者」が車両制限令違反をした場合、割引停止措置等を行う旨を定めております。「カード利用者」は、同約款第15条第2項に定めたとおり、支払手段が条件ではありません。なお、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)も各社の営業規則に基づき、支払手段を条件としておりません。そのため、支払い手段によらず、違反点数は加算対象となります。

「カード利用者」

- 一 カード上に氏名又は名称が表示された契約者
- 二 カード上に氏名又は名称が表示された契約者の使用人その他の従業者
- 三 契約者が事業協同組合である場合は、カード上に名称が表示された組合員
- 四 契約者が事業協同組合である場合は、カード上に名称が表示された組合員の使用人その他の従業者

(ETC コーポレートカード利用約款第15条より引用)

2. 割引停止等措置の適用について

問3 過去一度、累積点数が30点超過につき違反者講習会を受講したものの、累積期間の変更に伴い点数が一度30点を下回った。しかし、再度違反により30点を超過し、違反者講習会の通知が届いた。この場合は再度講習会を受講する必要があるのか。

違反者講習会を受講する必要があります。各高速道路会社から講習会の参加通知を送付しますので、通知が届いた際は必ず違反者講習会への参加をお願いいたします。

VI. お問い合わせ窓口

■車限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置に関するお問い合わせ

下記のリンク先(関東地方整備局ホームページ)より、各高速道路会社の特車許可窓口をご確認のうえお問い合わせください。

【高速道路会社 特車許可窓口】

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000063.html

受付時間:9:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く平日)

※お問い合わせの際は、はじめに「車両制限令違反による大口・多頻度割引停止措置に関する問い合わせ」である旨をお伝えください。

■個別の車両制限令違反に関するお問い合わせ

個別の車両制限令違反に対するご質問については、取締り時にお渡しした書類や、軸重超過走行及び点数通知書に記載されている連絡先にお問い合わせください。

■大口・多頻度割引制度及びETCコーポレートカードに関するご質問について

お客さまがご契約されている ETC コーポレートカード取扱窓口にお問い合わせください。